【論 文 提 出 者】 社会文化科学研究科 公共社会政策学専攻 公共社会形成論講座 共生社会論分野

浦川 紘子

【論 文 題 目】

欧州における犯罪人引渡基準の多層性ー刑事分野に関するEUの制度的発展を中心としてー

【授与する学位の種類】 博士(法学)

【論文審査の結果の要旨】

①本論文の位置付け

本論文は、犯罪人引渡に関する国際法の発展について、近年特に発展の著しいヨーロッパ連合における制度を中心に論じたものである。学位申請者は、犯罪人引渡に関する法規範が、伝統的には二国間条約と各国国内法を中心として形成されてきたが、並行して、19世紀以降において多数国間における統一的制度の確立が模索されてきたとする。しかし、統一的制度確立の試みは20世紀末に至るまでほとんど失敗しており、そのために統一的引渡制度が研究の対象となることは余りなかったと述べる。そのような中で、ヨーロッパにおいては、犯罪人引渡についての多数国間枠組み形成の実績があり、一定の成果をあげているとする。特に最近の欧州逮捕状枠組決定は、従来の犯罪人引渡制度とは次元の異なる制度であるとして高く評価し、本研究の中心課題としている。

以上の観点の下で、本論文では、第1章で伝統的な犯罪人引渡制度を確認して、大陸法諸国と 英米法諸国との間の慣行の違いが統一的制度確立の障害となったことを指摘する。第2章ではヨ ーロッパにおける犯罪人引渡制度の展開を検討し、欧州逮捕状枠組決定以前の条約では統一的制度として限界があったとする。第3章では、ヨーロッパ連合における警察・司法協力について分析し、欧州逮捕状枠組決定成立の背景として、刑事分野における加盟国の相互承認概念の導入があるとする。第4章では、欧州逮捕状制度の分析が行われ、従来の外交経路による引渡から司法当局間の直接の身柄引渡を可能にした点や、伝統的な不引渡事由を排除したユニークな制度であることを評価する。他方で、加盟国の判例を検討することにより、同制度には国内制度との齟齬があることをも指摘する

以上の結論として、欧州逮捕状制度が諸国間における将来の統一的犯罪人引渡制度確立のモデルとなる可能性と、すでにいくつかの萌芽的な制度が見られることを指摘する。

②本論文の示す新知見、独創性

近年、国境を越える人の移動の活発化、高速化にともない、犯罪人引渡制度の充実は各国がかかえる懸案事項となっている。その中で伝統的な引渡制度とは性格を異にする欧州逮捕状制度を対象として、伝統的な制度と比較分析した点は高く評価することができる。国内には欧州逮捕状制度を総合的に分析した研究はほとんどなく、特に国際法の立場からこれを研究した点で本論文は独創的な位置を占めている。

③本論文の評価

本論文は、ヨーロッパ連合の位置づけについて主権国家間の協力関係から連邦国家的な統合に向か う途上であるかいなか、また主権国家が併存する国際社会において欧州逮捕状制度が十分に機能する かどうかについての判断など、今後の展開に期待する点もあるが、しかし犯罪人引渡に関する今日的 な問題に新たな展開をもたらす可能性のある制度として、欧州逮捕状制度を位置づける視点は斬新であり独創的なものである点を評価するものであり、審査委員会は本論文を合格と判定する。

【最終試験の結果の要旨】

最終試験においては、文中に訳語の不明確な点が若干見うけられ、また概念の把握の仕方についても指摘があり、その点については申請者による説明が試みられた。また、「推察される」というような曖昧な表現や、「実体法」と「手続法」という用語の用い方等についても指摘がなされた。それらに対しては、申請者からは補足説明がなされ、また本論文に示された知見の出典について明らかにされるなど、細かな質疑が行われた。

論旨に関しては、申請者が制度的に大きく異なっているとする大陸法諸国と英米法諸国との間の有罪証拠要件について、実質的には差は存在しないのではないかとする意見が出された。また、従来厳格な有罪証拠要件の充足を求めていたため、大陸法諸国の慣行を強く反映する欧州犯罪人引渡条約に未加盟であったイギリスが国内法を改正して同条約に加盟した経緯についての説明が求められた。それらの意見に対して申請者から反論や補足説明がなされた。

犯罪人引渡制度の展開と人権保障との関係についての言及が望ましいこと、また本論文の基礎となった論稿が発表された 2005 年以降の新しい展開に触れる中で欧州逮捕状制度の改正や同制度の合法性に関する欧州司法裁判所の判断等の重要な問題にも言及すべきであったことなどが指摘された。

このように、本論文を扱う際に言及すべき若干の論点は残されてはいるが、本論文のテーマである 欧州逮捕状制度の意義を犯罪人引渡制度との関係で取り上げるという着想の新奇性や独創性は高く評価できるものである。我が国において、欧州諸国間の犯罪人引渡法に関する法の発展を直接参照できるものではないにしても、現実の法現象に着目した研究は将来の研究課題としての展開も十分期待できる。

以上により、本論文は課程博士の水準に達しているとの意見が審査委員会の大勢を占めたため、本 審査委員会は最終試験を合格と判定する。

【審査委員会】

主査 深町 公信

委員 林 一郎

委員 伊藤 洋典

委員 稲田 降司

委員 岡田 行雄

委員 西井 正弘

委員 北村 泰三